

～歯科技工所におけるリスクアセスメントの実施について～

労働安全衛生法の改正により、2016年6月1日から安全データシート（以下、「SDS」という。）の提供が必要な一定の危険有害性のある化学物質（663物質、2017年3月1日現在）について事業所におけるリスクアセスメントの実施が義務づけられました。

労働者を雇用する歯科技工所においてはすでに実施されている所もあると思いますが、今回は、リスクアセスメントの概要についてお知らせします。

1. リスクアセスメントとは

化学物質やその製剤の持つ危険性や有害性を特定し、それによる労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積り、リスクの低減対策を検討することをいいます。

2. 対象となる事業所

業種、規模にかかわらず全ての事業所（歯科技工所）が対象。ただし、労働者のいない事業所は対象外となります。

3. 対象となる物質

歯科領域ではコバルト、クロム、インジウム、銀等が対象となります。

4. リスクアセスメントの実施時期（法律上の実施義務）

- (1) 対象化学物質を新規に採用したり、変更したりしたとき。
- (2) 対象化学物質を取り扱う業務の作業方法や作業手順を新規に採用したり、変更したりするとき。
- (3) 対象化学物質による危険性または有害性等に変化が生じたりしたとき（新たな危険有害性の情報がSDS等により提供された場合等）。

※①これまでと同様の作業方法で対象物質を取り扱う場合は努力義務となります。

※②実施有無に関する罰則規定はありません。

5. リスクアセスメント実施の流れ

リスクアセスメントは以下のような手順で進めます。

【ステップ1】

対象化学物質等による危険性または有害性の特定

【ステップ2】

リスクの見積り

【ステップ3】

リスク低減措置の内容検討

【ステップ4】

リスク低減措置の実施

【ステップ5】

リスクアセスメント結果の労働者への周知

6. リスクアセスメント実施に関する相談窓口等

リスクの見積り方法等については数種の方法が示されていますが、いずれの方法も少なからず専門知識が必要とされています。

以下に、ホームページの関連サイトや相談窓口をご案内しますので、今後のリスクアセスメント実施の際にご活用下さい。

- ・厚生労働省「職場のあんぜんサイト」
http://anzeninfo.mhlw.go.jp/yougo/yougo01_1.html
- ・厚生労働省「化学物質管理に関する相談窓口のご案内」
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000046255.html>
- ・都道府県労働局または労働基準監督署の健康主務課
<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>（所在地一覧）

7. 人の健康や環境保護強化の必要性

リスクアセスメントの実施は労働者を雇用する歯科技工所が対象となっていますが、労働者のいない歯科技工所であっても、また対象となっていない化学物質を使用する場合であっても、開設者（管理者）ご自身や歯科技工所内で事務作業、清掃等を行うご家族等の健康を守るため、歯科技工所の環境整備を行うことは必要不可欠です。

以下に、対象化学物質等を取り扱う際のリスクを低減させるために必要な対応方法を示しますので、皆さんの歯科技工所ではすでに実施されていると思いますが、改めてご確認下さい。

（1）換気設備の設置

- ①集塵機，集塵ボックスの設置，使用。
- ②換気扇，空気清浄器の設置，使用。

※対象物質の作業頻度が著しく高い場合や研磨による飛散量が多い場合はプッシュプル型集塵装置等の設置が必要。

（2）保護具の使用

- ①適切な保護具（防塵用マスク，保護メガネ，手袋）の使用。
- ②皮膚かぶれ保護等のため，露出の少ない服装，履き物の使用。

（3）薬品の管理

- ①薬品保管庫を使用した適切な管理。

なお、産業廃棄物に関する法律等により残余廃棄物等を適正に処理する必要があることは、環境保護の観点からいうまでもありません。

〔引用資料〕

- 1) 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署：労働災害を防止するためリスクアセスメントを実施しましょう，2015.9
- 2) 経済産業省・厚生労働省：化管法・安衛法におけるラベル表示・SDS提供制度，2016.6